

## 第2回相模川・中津川河川整備計画有識者会議

### (議事録)

平成29年8月1日  
神奈川産業振興センター  
14階 多目的ホール

出席者 (敬称略)

座長	浅枝 隆	(埼玉大学大学院理工学研究科環境科学・社会基盤部門教授)
委員	秋山 幸也	(相模原市立博物館学芸員)
	鎌田 素之	(関東学院大学理工学部理工学科准教授)
	利波 之徳	(神奈川県水産技術センター内水面試験場場長)
	中村 好男	(東京農業大学名誉教授)
	山坂 昌成	(国土舘大学理工学部理工学科教授)

(五十音順)

◆開会

【羽澤京浜河川事務所副所長】 皆様、本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第2回相模川・中津川河川整備計画有識者会議を開催させていただきます。

私は、本日進行役を務めさせていただきます京浜河川事務所副所長をやっております羽澤と申します。よろしくお願いいたします。

それと最初に、マスコミの皆様方にお願いがございます。カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に本日の資料を確認させていただきます。お手元に配付している資料でございます。上から順番に資料目録、2枚目が議事次第、その下が委員名簿、座席表、有識者会議規則、有識者会議運営要領がございます。A4横の資料として、資料1が相模川・中津川河川整備計画（骨子）になってございます。資料2につきましては、資料1に行ナンバーを追加した資料となっております。それと、資料3といたしまして、現状と課題。資料4としまして、現状と課題についての補足説明資料ということで、以上が本日の資料になります。漏れ等ございましたら、お知らせいただければありがたいです。よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

◆挨拶

【羽澤京浜河川事務所副所長】 それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部吉井河川計画課長より、御挨拶をお願いいたします。

【吉井関東地方整備局河川部河川計画課長】 皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、第2回相模川・中津川河川整備計画有識者会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の有識者会議では、河川調査官のほうから一言、冒頭申し上げましたが、都合により出席がかなわないため私のほうから一言申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

相模川と中津川につきましては、3月に第1回の有識者会議を開催させていただきました、委員の皆様からさまざまな御意見、御見解をいただいたところでございます。そうした御見解を踏まえまして、今回の整備計画の目標に関する事項でありますとか、河川工事や河川維持等の実施に関する事項をまとめた骨子というものを作成させていただきました、お手元に配らせていただいているところでございます。本日は、その骨子につきまして委員の皆様のお意見をいただきたいというのが会議の趣旨でございます。なお、この骨子につきましては、先日沿川の市町村さん等と行政連絡会なども開催いたしまして説明させていただいた上で、本日ホームページ等にも掲載をさせていただきます、これから約1カ

月間、一般の方々にも広く御意見を募るという段階でございます。

それでは、本日は貴重なお時間をいただきますけれども、活発な御議論のほう、よろしくお願いいたします。

**【羽澤京浜河川事務所副所長】** ありがとうございます。続きまして、神奈川県県土整備局河川下水道部鶴木河川課長より、御挨拶をお願いいたします。

**【鶴木神奈川県河川課長】** 神奈川県は県土整備局河川課長の鶴木と申します。よろしくお願いいたします。

相模川の河川事業の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、また雨の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今日はですね、忌憚のない御意見をいただきまして、そういった御意見を踏まえながら、今後国とも協力して、計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**【羽澤京浜河川事務所副所長】** ありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

取材及び一般傍聴の皆様方には、お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って、適切に取材され、傍聴すること、議事の進行に御協力いただきますよう、お願いいたします。

委員の皆様にもお願いがございます。御発言に当たりましては、お手元にマイクを御用意させていただいておりますので、そちらのマイクを御使用いただきまして、御発言くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ここから議事の進行につきましては、座長の浅枝委員にお願いしたいと思います。浅枝座長、よろしくお願いいたします。

#### ◆相模川・中津川河川整備計画（骨子）

**【浅枝座長】** 皆様こんにちは。座長を務めさせていただきます、浅枝でございます。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。それでは、相模川・中津川河川整備計画（骨子）につきまして、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

**【四條京浜河川事務所計画課長】** 京浜河川事務所計画課長の四條でございます。座って説明させていただきます。

骨子の説明に先立ちまして、資料3のほうを、まずはお手元に御用意ください。こちらは3月13日に開催させていただきました第1回の有識者会議において、御意見をいただきました現状と課題でございます。こちらのほうは、数字等の時点修正ですとか、ちょっと

誤植があったものですか、そういったものを修正させていただいて、改めてお配りをさせていただきます。詳細な説明は、割愛させていただきますけれども、この現状と課題に基づいて今回の骨子を作成したと御理解いただければと思います。

それから、資料4のほうでございます。こちらは現状と課題の補足説明ということで、御用意させていただいております。こちらは第1回の会議のときに御意見等いただいたことに関しまして、当日お答えさせていただいているところではございますけれども、補足で資料を御用意していますので、そちらのほうを、まず先に御説明をさせていただきたいと思っております。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。地域振興に寄与する宮ヶ瀬ダムということで、宮ヶ瀬ダムのほう、神奈川県内の公立の小学校、かなり広域に見学に訪れているという御意見いただきまして、その補足としての資料でございます。宮ヶ瀬ダムでは観光放流を年間70日ほど実施しておりまして、年々見学者が増加しているということで、小さくて恐縮ですけれども、左側のグラフを見ていただきますと、観光放流で一番右側のところ、赤くなっていますが、これは平成28年になります。平成24年から27年までは、4年連続で5万人超えをしていたところですけども、平成28年はさらに7万人を超えたというところで、増えてきている、注目が増しているといったようなところでございます。

それから、右のほうのグラフ、見ていただきますと、こちら神奈川県内の公立小学校、全体で852校ございますけれども、そのうちの309校ということで、約4割が見学に訪れているといったようなところでございます。県外も含めると、平成28年度に321校の児童さんが見学に見えられているということ。

それから、その下のところを見ていただきますと、ダム建設に伴って、三つの拠点整備がされているということで、この三つの拠点合わせて、年間で約150万人程度の方が訪れているといったようなことでございます。

宮ヶ瀬ダムについては、以上でございます。

**【伊藤神奈川県河川課調査グループリーダー】** 次に説明します、神奈川県は県土整備局河川下水道部河川課の伊藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

三川合流点の土丹露出対策ということで、先日御意見を頂きましたので、カラーの写真等を入れて御説明させていただきます。

土丹の露出は、河床低下の進行のほか、局所洗掘等による河川管理施設等の被災、あるいは生物の生態系への影響、景観の悪化、河川利用者の事故などの問題が懸念されているところでございます。

下の図の左側の地形図ですが、これが三川合流点で、一番上から小鮎川、右のほうから流れてくる、ちょっと細いですけど、これが中津川になります。一番右下のところから相模川が流れているということになります。三川合流点に赤い楕円の丸のところには棒のようなものが出ていると思いますが、これが水制工でございます。

また、中ほど上側の写真に示したものが、平成26年9月の施工状況でございます。左下の写真が、平成26年2月の三川合流地点の土丹露出状況になります。それから、中ほど

下側の写真は、施工前の平成25年12月になりますが、赤い長丸の濃い土が土丹でございます。それが右下の写真の施工後、平成26年5月になりますと砂利に覆われて土丹がなくなっているということでございます。

ここにも書いてございますが、現地土砂による土丹の被覆を実施するとともに、被覆箇所への水衝を緩和するため、砂防工事やダムの浚渫工事で発生した自然石を利用した水制工を実施してございます。

土丹露出対策については以上でございます。

**【四條京浜河川事務所計画課長】** それから、前回の会議のときに減災に係る取組方針ということで、国管理区間については取り組み始めたと、県管理区間については、取り組み始めていくという御説明をさせていただいたところですが、その状況について、ざっと報告でございます。

国管理区間につきましては、5年で達成すべき目標ということで、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指していくということで取り組みを行っているところでございますけれども、ハード対策については粛々と続けていく中で、ソフト対策の主な取組事例ということで、下段の写真三つでございます。左側が小学生を対象にした水防災の教育ということで、こういったことを行っている。また、真ん中は相模川・金目川洪水対応訓練の実施ということで、平塚市、神奈川県、横浜气象台、京浜河川が参加して、洪水の対応訓練を実施しているということ。それから、右側の写真ですけれども、共同点検の実施ということで、水防団、それから住民の方と共同で洪水に対するリスクの高い箇所を、重要水防箇所でございますけれども、そういったところを点検して回っているといったようなことを行っているところでございます。

**【伊藤神奈川県河川課調査グループリーダー】** 次に4ページでございます。相模川の県管理区間及び中津川における取組でございますが、まず平成29年5月11日に神奈川県及び横浜市管理河川を対象とした「神奈川県大規模氾濫減災協議会」を設置いたしました。ちょうど下の写真ですが、第1回協議会の実施状況ということで、お示ししております。

平成29年6月から7月に県内各地域で幹事会を開催いたしました。減災に関する目標を共有したということでございます。共有した目標というのが下に、5年間で達成すべき目標といたしまして、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指すといったようなことでございます。

次のページをご覧ください。5ページでございます。これが幹事会を開催しているところでございまして、ちょうど六つのブロックに分けてございます。一番最初に、一番右の藤沢・相模原地域幹事会、平成29年6月30日を皮切りに、平成29年7月24日の平塚地域幹事会まで、6回開催しています。この幹事会において、先ほどの5年間で達成すべき目標といったものを情報共有したところでございます。

今後の予定でございますが、今後5年間の取り組みの整理をいたしまして、その後、それぞれ6ブロックございますが、幹事会を開催いたしまして、最終的に協議会を年内に開催し、取組方針の策定をしていくということで進めているところでございます。

以上でございます。

【四條京浜河川事務所計画課長】 それでは、骨子のほうの御説明にまいりたいと思います。行番号がついてございます、資料2のほうをお手元に御準備ください。

表紙をめくっていただきまして、目次がございます。今回の骨子ですね、大きく三つに分けての構成となっております。一つ目が、河川整備計画の対象区間及び期間。二つ目が、河川整備計画の目標に関する事項。三つ目が、河川の整備の実施に関する事項。三つに分けて記載させていただいておるところでございます。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。1. 河川整備計画の対象区間及び期間ということで、真ん中に地図を示させていただいております。相模川の本川につきましては、河口から山梨県境までの55.6キロ、中津川につきましては、相模川合流点から塩水川合流点までの30.2キロといった区間について、対象区間としております。

4行目でございます。1.2計画対象期間でございます。5行目から、河川整備計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。

6行目、河川整備計画が現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行います。

特に、気候変動による洪水流量の増加や高潮による潮位・海面水位の上昇等が懸念されることから、必要に応じて見直しを行います、ということでございます。

めくっていただきまして、3ページ目でございます。2. 河川整備計画の目標に関する事項です。

2行目から、相模川・中津川の洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図ります。

3行目、相模川では、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開します。

5行目、災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、相模川・中津川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築・新設、及び河道掘削等により洪水を安全に流下させる整備を推進します。

7行目、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して、記述させていただいております。

9行目が、河川環境の整備と保全に関して。

11行目が、河川の維持管理に関してお示しさせていただいております。

めくっていただきまして、4ページ目でございます。河川整備計画の目標のうち、2.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標でございます。

3行目から、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させ、洪水、高潮等による災害に対する

安全性の向上を図ることを基本とします。

5行目、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先として被害の最小化を図ります。

7行目、地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより地震、津波による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

9行目、(1)相模川。

10行目、洪水に対しては、基準地点厚木において、戦後最大洪水である昭和22年洪水(カスリーン台風)と同規模の洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

さらに下流部における国管理区間においては、上下流の治水安全度のバランスを考慮して、目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して同程度の水準である年超過確率1/50とし、洪水による災害の発生の防止を図ることを目標とします。

14行目、(2)中津川。洪水に対しては、相模川本川の戦後最大洪水である昭和22年9月洪水(カスリーン台風)と同規模の洪水による災害の発生の防止を図ります。

めくっていただきまして、5ページ目でございます。2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標でございます。

3行目、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、利水の現況、動植物の保護、漁業、水質、景観等を考慮し、小倉地点においては、かんがい期に概ね毎秒20 $\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期に概ね10 $\text{m}^3/\text{s}$ 、寒川取水堰下流においては年間を通じて概ね12 $\text{m}^3/\text{s}$ を流水の正常な機能を維持するために必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保するよう努めます。

6行目、2.3河川環境の整備と保全に関する目標です。

7行目、ゆとりとやすらぎとうるおいのある相模川・中津川を目指して、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進に努めます。

9行目、水質については自治体を実施する水質保全関連事業と連携し、良好な水質を維持しつつ、社会情勢、地域の要望に対応した河川水質の向上を目指します。

10行目、自然環境の保全と再生については、治水・利水・河川利用との調和を図りつつ、礫河原、瀬と淵及び河口干潟等の保全・再生に努めます。

11行目、河川の連続性の確保を図り、アユ等をはじめとする魚介類については、今後の遡上・降下の状況を十分に把握しながら、縦断的な生息環境の保全に努めます。

12行目、河川と周辺地域の連続性の確保等を通じて、生態系ネットワークの形成に努めます。

13行目、人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた相模川・中津川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図ります。

15行目、宮ヶ瀬ダム貯水池においては、富栄養化、冷濁水の放流による環境への影響についてモニタリングを継続し、その保全・改善に努めます。

16行目、ダム貯水池の湖面利用については、様々なニーズがあることから、地域住民や関係自治体等と連携して健全で秩序ある湖面利用に努めます。

17行目、景観については、沿川と調和した河川景観の保全・形成に努めます。

18行目、2.4総合的な土砂管理に関する目標でございます。

19行目、相模川の流域の源頭部から河道域、河口・海岸域まで連続した流砂系と捉え、流砂系内の土砂移動環境の現状と課題を把握し、流砂系内で課題を共有し土砂環境の改善に向けた実効性ある対策を実施していきます。

21行目、現状で土砂移動減少及び影響の程度の解明が十分でない問題については、試行を含め対策を実施し、モニタリングを行い、その解明に努めるとともに、効果的かつ実効性のある対応策の整理を行っていきます。

めくっていただきまして、6ページ目でございます。3. 河川の整備の実施に関する事項です。河川の工事に関してでございます。

3行目、河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、高潮または津波による災害に対する安全性の向上を図ります。

5行目、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応については、関係機関と調整を行い、調査及び検討を行います。

6行目からは、洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項です。

(1) 相模川（国管理区間）、こちらから七つの項目に分けてお示しをしております。

一つ目が、1) 堤防の整備としまして9行目、堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤、嵩上げ・拡築を行います。

11行目、2) 河道掘削。河道目標流量を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施します。

3) 侵食対策。14行目から、水衝部が堤防に接近している場合や今後堤防に接近する恐れのある場合については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路の安定化や堤防防護のための水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し必要な対策を実施します。

4) 高潮対策。相模川の河口からJR東海道貨物橋梁までの区間において、高潮対策として堤防を整備します。

5) 地震・津波遡上対策。耐震性能の照査結果に基づき、必要に応じて耐震・液状化対策を実施します。

めくっていただきまして、7ページ目でございます。4行目、6) の内水対策。内水による浸水が発生する地区の河川は、内水被害の発生要因等について調査を行い、関係機関と調整したうえで、必要に応じて排水機場の整備等、内水被害の軽減対策を実施します。

7) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策。

8行目、施設の能力を上回る洪水が発生し堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、被害の軽減を図るために、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区

間等において、危機管理型ハード対策として堤防構造を工夫する対策を実施します。

また、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を進めます。

12行目、雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報やCCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設の整備等を図ります。

めくっていただきまして、8ページ目です。

**【伊藤神奈川県河川課調査グループリーダー】** 3. 河川の整備の実施に関する事項についてでございます。今回は(2)として、相模川(神奈川県管理区間)・中津川についてでございます。

5行目、1)堤防の整備。

6行目、堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤、堤防の嵩上げ・拡築、及び護岸整備を行います。

8行目、2)河道掘削。河道目標流量を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施します。

10行目、3)固定堰の改築。

11行目、既設固定堰により、流下断面の高さ又は幅が不足している区間について、固定堰の可動化等の改築を行います。

13行目、4)侵食対策です。

14行目、水衝部が堤防に接近している場合や、今後堤防に接近する恐れのある場合については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路の安定化や堤防防護のため水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し必要な対策を実施します。

17行目、5)橋梁架替についてでございます。

19行目、6)施設の能力を上回る洪水を想定した対策。

20行目、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備、災害復旧のための資材の備蓄等を検討し、必要に応じて実施します。

また、雨量、水位等の観測情報や河川監視カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設の整備等を図ります。

**【四條京浜河川事務所計画課長】** 9ページをご覧ください。

3行目、3.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございます。

4行目、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を推進しつつ、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

6行目、河川環境の整備と保全に関する事項です。

7行目、河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・

生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ自然と調和を図った整備と保全を行います。

9行目、(1) 水質改善対策。

10行目、宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）において富栄養化による影響が生じる恐れがある場合には、必要に応じて富栄養化を軽減するための対策を行います。また、選択取水設備等を活用して、ダムからの濁水の放流による下流河川における環境への影響を抑制します。

13行目、相模ダム（相模湖）や城山ダム（津久井湖）では、ダム貯水池のアオコ対策として、エアレーション装置による湖水の攪拌により水温を下げアオコの発生を抑制する対策に取り組んでおり、今後も引き続き実施していきます。

15行目、(2) 自然環境の保全と再生。

16行目、カワラノギク等が生息する礫河原の保全、アユ等の生息・繁殖場となる瀬と淵の保全に努めるとともに、コアジサシ等の生息・繁殖場となる砂礫地及びシギ・チドリ類の等の渡り鳥等の中継地となる河口干潟の回復に努めます。

21行目、(3) 人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備。

22行目、自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係自治体や地域住民と調整し実施します。

めくっていただきまして、10ページ目でございます。河川の整備の実施に関する事項のうちの河川の維持の目的でございます。

3行目、3.2.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項としまして4行目、河川の維持管理に当たっては、相模川・中津川の河川特性を十分に踏まえ、河川の維持管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」等に基づき、計画的・継続的な維持管理を行います。

6行目、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

7行目から、八つの項目に分けてお示しをさせていただいています。

一つ目が、(1) 堤防の維持管理でございます。

8行目、堤防の機能を適切に維持していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に見出すこと等を目的として、適切に堤防除草、点検、巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理します。

13行目、2番目の河道の維持管理です。

14行目、河道の機能を適切に維持していくため、点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努め、支障が生じた場合には、必要に応じて所用の対策を講じます。

16行目、(3) 樋門等の河川管理施設等の維持管理。

17行目、樋門・樋管等の施設の機能を適切に維持し、洪水、津波、高潮等の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状況把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施します。

めくっていただきまして、11ページ目です。4行目、4番目として(4) ダムの維持管

理です。

5行目、宮ヶ瀬ダム、城山ダムについては、必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図ります。

7行目、ダム貯水池においては、貯水池保全の観点からのり面保護を行うとともに、施設機能の確保のため洪水等で流入する流木・ゴミを除去します。

また、堆砂状況を把握し、貯水池機能の低下を防ぐため、適切な対策を検討し実施します。

10行目、(5) 許可工作物の機能の維持。

11行目、橋梁は樋門・樋管等の許可工作物は、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行います。

13行目、(6) 不法行為に対する監督・指導。

14行目、河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為を発見した場合は、法令等に基づき適切かつ迅速に是正のための措置を講じます。

16行目、(7) 観測等の充実。

雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報やCCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行います。

19行目、施設の能力を上回る洪水等に対し、河川水位、河川流量等を確実に観測できるよう観測機器の改良の充実を図ります。

21行目、(8) 洪水氾濫に備えた社会全体での対応。

22行目、平成27年9月関東・東北豪雨における鬼怒川の水害や気候変動を踏まえた課題に対処するために、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を構築していきます。

めくっていただきまして、12ページ目です。3行目、3.2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項です。

4行目、河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。

5行目、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量を監視し、城山ダムや宮ヶ瀬ダム等の総合運用により水系全体の効率的な水運用を図ります。

7行目、渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する「相模川水系水総合運用協議会」等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行います。

9行目、3.2.3河川環境の整備と保全に関する事項です。

10行目、河川、ダム貯水池周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川・ダム利用等に配慮します。

11行目から、こちらも八つの項目に分けてお示しをしています。

一つ目が（１）水質の保全ということで、12行目、良好な水質を維持するために、水質の状況を把握するとともに、水生生物調査や新たな指標による水質の評価等を実施します。

18行目、（２）自然環境の保全。

19行目、良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の取  
取・整理を実施します。

24行目、（３）河川空間の適正な利用。

25行目、相模川・中津川の自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、河川環境の特性に配慮した管理を実施します。

めくっていただきまして、13ページ目です。4行目から、（４）水面の適正な利用。

5行目、宮ヶ瀬ダム貯水池では、自然や水質等を保全しつつ地域活性化として、湖面利用に関する「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書（平成11年3月31日）」に基づき、健全で秩序ある湖面利用を推進します。

7行目、城山ダム等においても、湖面利用が盛んなことから、自然や水質等を保全しつつ地域活性化を目指して、健全で秩序ある湖面利用を推進します。

9行目、（５）景観の保全。

10行目、相模川・中津川では、自然・歴史・文化・生活と織りなす特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と連携を図り保全・継承に努めます。

14行目、（６）環境教育の推進。

15行目、人と自然との共生のための行動意欲の向上や環境問題を解決する能力の育成を図るため、環境教育や自然体験活動等への取組について、市民団体、地域の教育委員会や学校等、関係機関と連携し推進していきます。

19行目、（７）不法投棄対策。

20行目、河川やダム湖畔には、テレビ、冷蔵庫等の大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため、地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を自治体と連携して支援し、河川・ダム湖畔の美化の意識向上を図ります。

23行目、（８）不法係留船対策。

24行目、不法係留船は、洪水時に流出することにより河川管理施設等の損傷の原因となる等、河川管理上の支障となるため、不法係留船舶、不法係留施設に対する対策を関係自治体、地域住民、水面利用者等の「相模川・小出川水面等利用者協議会」により連携して推進していきます。

めくっていただきまして、14ページ目でございます。

3行目、3.2.4総合的な土砂管理に関する事項です。

4行目、総合的な土砂管理については、人為的な行為の影響により顕在化し、今後も進行すると考えられる土砂移動の時空間的不連続性に起因した問題に対しては、重点課題として具体的な目標を掲げ、連携した対策を実施するとともに、対策の実施に当たっては、自然の営力を極力活用します。

7行目から重点課題として、三つの項目を挙げさせていただいております。

一つ目が、(1) 茅ヶ崎海岸(柳島地区)の侵食対策。

二つ目が、10行目、(2) 河道内の土砂移動の極端な不連続性の是正としまして、1) 磯部頭首工の改築。14行目に磯部床止下流の深掘れ対策。

それから、18行目、3番目としまして、(3) 流砂系で継続して実施する対策・モニタリングとしましては、19行目、相模川から周辺海岸への土砂供給の実態把握等を見据え、河口砂州及び干潟の形成、出水によるフラッシュのメカニズム等についてモニタリングを行い、把握に努めます。

骨子の説明については、以上でございます。今、説明させていただきました骨子につきましては、先ほど挨拶でもありましたとおり、本日より公表させていただいております。ホームページ等で骨子の内容を公表して、郵送、ファクシミリ、電子メール等による意見募集を行います。意見募集の期間は、本日8月1日から8月30日までの約1カ月間となっております。

骨子の説明については、以上でございます。

**【浅枝座長】** ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきましたことについて、御意見、御質問等お願いできればと思います。

**【山坂委員】** よろしいですか。

**【浅枝座長】** どうぞ。

**【山坂委員】** 国士舘大学の山坂ですけども。3ページ目の3行目ですが。これ相模川・中津川の河川整備計画なんで、2行目には相模川・中津川のというふうになっているんですが、3行目は相模川ではというふうになっていて、中津川ではというのがないんで、ちょっとここ一緒にするか、また中津川は別でしたら一つ、つけ加えたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

**【浅枝座長】** この点いかがでしょうか。場所によって、相模川・中津川となっていて、相模川だけのところがあるんです。

**【四條京浜河川事務所計画課長】** すみません、落ちているようなので、中津川と入れさせていただきます。

**【浅枝座長】** よろしいですね。これ基本的に、相模川だけのところの中身を見ると、大体中津川にも関係しそうなところが多いですので、一緒の扱いでよろしいですね。

**【山坂委員】** ちょっと、もう1点よろしいでしょうか。

**【浅枝座長】** どうぞ。

【山坂委員】 6ページ目ですが。6ページ目の17行目、高潮対策。19行目、地震・津波遡上対策ということになっているんですが、20行目については、津波の話は入っていないですね。20行目は、地震によって堤防等の耐震性、液状化の対策をするということで、津波の遡上対策としては、恐らく堤防の整備ということで、4)のところに高潮と津波の遡上対策というふうなところにしたほうが、よろしいんじゃないかと思うんですが。17行目の4)が高潮対策じゃなくて、高潮・津波遡上対策で、19行目のほうが地震対策というふうに分類したほうがよろしいんじゃないかと思いますが。

それと、どこかで聞いたような気がするんですね。高潮対策をしておけば、津波の対策にもなっているというふうに聞いたような気がするんで、もしそうであれば、そのようなことをちょっとどこかに書いていただいたほうがよろしいかと思いますが。

【浅枝座長】 どうでしょう。高潮対策と津波対策との関係についてですね。

【四條京浜河川事務所計画課長】 今、おっしゃっていただいたように、相模川については地震のときの津波の高さが高潮堤防をつくっておけば、その高さよりも低い水位になってございますので、高潮対策をしておけば津波対策はクリアできるというようなことで考えております。

地震対策につきましては、考え方としまして地震で堤防がつぶれたときに津波の水位を下回らないように対策を行うもので、そういったところで津波遡上対策として整理させていただいているというところでございます。

【浅枝座長】 よろしいですかね。どうぞ。

【中村委員】 中村と申します。

前回欠席させていただきまして、大変失礼しました。今日は1回目ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

私は農業土木の分野で出席させていただいています。先ほどの御説明で、3ページの河川整備計画の目標に関する事項の7行目ですが、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して、関係機関と連携した水利用の合理化を推進するなどとなっております。その後、河川環境の保全や利水安全度の確保のため、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の安定的な確保に努めますということが記載されています。そこで、まず水利用の合理化によって流水の正常な機能を維持することにかかっているようなんですが、この文章を見ると確保という字が二つ出てきたり、それから何々するため、何々するためということで、文章が非常にわかりにくい感じがします。この水利用を合理化することによって、利水安全度の安定的な確保がどのように実現するのかといったところが、ちょっとこの文章だけではわからないところがありますので、あまり具体的なことを書けないと思うんですが、もしその辺のお話をちょっとお聞かせいただければありがたいんですが。

【浅枝座長】 よろしくお願ひします。恐らく、後ろの資料とかつて、そのあたり具体的な例とか、確かなかったですよ。

【中村委員】 すみません、水利用の合理化という言葉が何回も骨子の中に出てきておりますので、多分絡んでいると思うんですけども、水利用の合理化といってもいろいろな利用主体がありますので、具体的にどういう合理化を想定されているのかということ、教えていただければということでございます。

【浅枝座長】 いかがでしょう。

【四條京浜河川事務所計画課長】 現時点で具体、特別にどれをとかということではなくてですね、水利用の合理化といえば水利権をどういふふうに見直していくのかとかということ、一般的にはなるかと思ひますけれども、どれをどうしていくかということは、これから調整、検討してまいるといったようなところでございます。

【中村委員】 何度も申し訳ございません。12ページの4行目のところに同じようにですね、河川水の利用については、日頃関係者との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行いますというような表現がございます。今、日本の農業は非常に水の利用パターンが地域によって大きく変動しておりますので、地域によっては従来5月から取水していたものを4月に前倒して取水しないと農業ができないというような地区もありますし、そういった水利用の実態に柔軟性をもって対応しながらそこで適正な流水の正常な機能の維持を図っているということが含まれていれば理解できるのですけれども。要するに、水利権更新のときに取水量を減らして、その分を流水の正常な機能のほうに充てるという、何かそういう形に受け取れます。柔軟に見直しを行うところが、ちょっと気になるところでございますので、その辺をちょっとご配慮いただければと思ひます。

【浅枝座長】 よろしいですね。次の資料3の後ろの24ページ目あたりが、ある意味具体的な例なのかなというように理解していたんですが、どうでしょうか。

【四條京浜河川事務所計画課長】 今、座長から言っただきました、資料3の24ページ目につきまして、利水の現状と課題をお示しさせていただいているところで、その水利用の現状ですとか、先ほど御説明したダムの総合運用ですとか、そういったところで水の利用を図っているといったようなところでございますので、そういったところも踏まえてですね、原案作成の際は考えてまいりたいと思ひます。

【浅枝座長】 わかりました。

【浅枝座長】 弾力的にうまく考えていただくというようなところで、よろしいですかね。はい、どうぞ。

【秋山委員】 相模原市立博物館の秋山です。やはり生物空間から見た河川環境をずっと見てきましたので、その点から質問をさせていただきます。

具体的には9ページ、3.1.3の河川環境の整備と保全に関する事項というところと、12ページの3.2.3の(3)河川空間の適正な利用というところに関してになると思うんですけども。私も地元ということで長く相模川とお付き合いしてきた中で、やはり相模川は非常に自然環境を考える上で、河川法の改正の前からいろいろな点で議論がされてきた。古く紐解くとですね、私が知っている限りでは昭和60年に相模川空間管理計画というのが出されています。これは県の土木部から出ているんですけども、その中で私たちも非常に注目すべき言葉があって、低水路空間という考え方を示されているんですね。これは何かというと、低水敷プラス中水敷、この中水は中水敷と書いて「ちゅうすいしき」と読ませていると思うんですが、それが定義されています。それがずっと連綿と計画の中で生きてきて、近い所では平成26年に出された相模川水系河川環境管理基本計画というのがあって、その補足資料の中に中水敷の保全という言葉が出てくるんですね。一般的には低水敷、高水敷という言葉があって、その中間部分、つまり水のかぶり方と言うと、低水敷以上、高水敷未満くらいの部分ということだと思うんですけど、中水敷の保全というのは、まさに相模川のような沖積低地を流れる大きな河川ですと、自然環境の特色を示す、つまりカラノギクの生育地でもあり、コアジサシなんかコロニーをつくる場所となっています。私たちは、やっぱりこの部分というのを掘りどころにして保全をしていく、できればその部分に関しては、できるだけ人工化を食いとめたいという気持ちがあります。今回の河川整備計画の骨子の段階で、そこまで議論することではないかもしれないんですけども、神奈川県さんのほうには、この整備計画を進めていく中で、これまで空間管理計画のようなものが出されてきた経緯と、この河川整備計画との整合性といいますか、そういう経過を踏まえた議論にして、仕上げていただけるのかどうかというのが、気になっているところではあります。その点、神奈川県としては、どのようにお考えでしょうか。

【浅枝座長】 いかがでしょう。

【伊藤神奈川県河川課調査グループリーダー】 基本的に、そういった考え方を継承していくと考えているんですが、それをどのように相模川の整備計画に示していくのかというのは今後検討していく課題だと思っております。

【秋山委員】 当然ながら、まだ骨子の段階ですし、全体的なバランスをとりながらの整備計画なんで、その部分だけあまり微に入り細にわたるということはないとは思っているんですけども、やはり基本方針として、相模川の場合は砂利採取の歴史からいっても、非常にその部分というのは、他の川に比べると非常にセンシティブな部分もあるし、配慮が必要な部分もあるしということで考えると、やはりその部分というのは、これまでの経緯

の、せっかくその中水敷という非常に微妙なエコトーンといわれる部分に配慮した計画が積み上げられてきたので、できれば私たちは、その部分を反映させた上で計画を進めていただきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

**【浅枝座長】** ありがとうございます。よろしいですね。どこかに確か出ていた、例えば、二極化が進んでいますと。ある意味、二極化というのも低水敷と高水敷がどんどん分かれていっている。その間に、本来だったら中水敷というような区分のものが、相模川の場合には昔はあって。ただ、それが相模川の場合、特に土砂がなくなってしまって二極化が進んじゃってということなんですよ。そういう意味では、だから土砂の総合管理というところが、ある意味、中水敷の対策のようなところに結び付いていくのかなというような感じで聞いていました。

よろしいですね。やはり、今おっしゃったように相模川、非常に中水敷そういう仕切りを持ったところがある意味、昔から重要な河川ですので、どうやって、だからそれを補っていくかというのは、もちろんいろいろ難しい部分あるかと思いますが、考えていただければと思います。

**【服部京浜河川事務所長】** 補足で説明させてください。

まず、1点目は座長に御指摘をいただいたような総合土砂管理に関する内容で、ページでいうと14ページ目に総合土砂管理のことをまとめて書かせていただきましたけど、一番下の対策、モニタリングのところ21行目ですね、三川合流地点の土丹露出についてもそういった土砂管理に関する対策をされているということですが、これも河原の部分が中水敷に当たると思いますので、その対策の一つかと思えます。

あと、もう一つが、9ページの河川環境の整備と保全に関するところでございますけれども、15行目に自然環境の保全という中で、16行目の河原の保全というのは、カラノギク等が生育するというところで出てきています。これもまさしく中水敷に該当する箇所での保全ですので、やっぱりそういったところの生態系や環境の保全に努めるといったようなことで記載していると御理解をいただければと思います。

**【浅枝座長】** ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。

**【利波委員】** 神奈川県水産技術センター内水面試験場 場長の利波でございます。

今、秋山の委員のほうから自然環境の話がありましたので、引き続き河川環境の観点からお話をさせていただきたいと思えます。

やはり、今御指摘のあった9ページ、16行目、それからその関連でいきますと、5ページの11行目なんですけど、このところにアユ等をはじめとする魚類、あるいはアユ等の生息・繁殖場となる生育地の保全ということが掲載、記述がございます。今、これあくまでも骨子なものですから、ここでどこまでということは承知の上で申し上げますけれども、資料3のほうにも書いていただいているとおり、この相模川におけるアユというのは非常

に重要な魚種がある。それらは全く疑いの余地がないのですが、ある意味、アユに対する配慮というのは、過去からかなりやられてきたというのが事実だと思います。その、河川構造物なんかでもアユに関してはかなり意識して取り組みをされてきたというのが、ここから非常に事実としてございます。

一方で、それ以外の生物に対してというところが、なかなかカバーしきれなかったという過去があったのかなということがございまして、その中で、これはこの見た目の印象という部分で非常に恐縮なんですけれども、ここでアユ等をはじめとするという表現を見たときに、全般的に否定的に見たときに、アユだけかっていう印象が非常に感じてしまうんですね。これは今、先ほど言いましたようにどこまで書くかっていうところがあるんですよ、正直なところ。何ですけれども、やはりこれから肉付けをしていくときに、もうちょっと違う生き物にも着目をして、本当に川の中の魚たち、生き物たち全体を見ているということをぜひ、お示ししていただけるといいんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

**【浅枝座長】** どうもありがとうございます。

おそらく、気持ちとしては他の生物も全部を含めてということであろうと思いますけど、そのあたりもよく配慮して、実際の整備計画を文章にするときにはお願いしたいと思えますね。

よろしいですね。今の御意見等も実はそのあたりにまた土砂が絡んできたり、いろんな項目がこう複雑絡んできている問題ではございますが、そのあたりうまく配慮してやっていただければと思います。

そのほかございますでしょうか。どうでしょう。

**【鎌田委員】** 関東学院大学の鎌田です。

1点お教えいただきたいのと、1点、確認をしたいのですが、5ページ目の15行目で富栄養化と冷濁水放流による環境影響についてのモニタリングを継続し、という記述があるんですが、富栄養化のほうは私も承知をしているんですが、冷濁水放流による環境影響についてのモニタリングを継続ということが、この辺現状ちょっと私は把握していないので、お教えいただきたいというのが1点と、それから雨量水位観測の話が何点か出てきたと思うんですが、全てのところで収集把握しというような形になっているんですね。それから、関係機関の伝達ということで、冒頭御説明のところ連携をしてハードのところは粛々と進めると、それからソフトの部分も強化していくというお話があったかと思いますが、現状ホームページ等で結構情報とかも発信をされていると思うので、把握じゃなくてそういうソフトの面で発信するとかという文言を加えていただいてもいいのかなと思ったので、その辺ちょっといかがでしょうかということで御意見を申し上げました。

以上です。

**【浅枝座長】** ただいまの一つ目は、ダムのほうですね。水質、冷濁水放流の話、いかがでしょうか。

**【横坂相模川水系広域ダム管理事務所長】** 相模川水系広域ダム管理事務所長、横坂でございます。

今の5ページの15行目でございますけれども、現在、宮ヶ瀬ダムにおいて富栄養化になっているかとかと申しますとそういう訳ではございません。

関連して、9ページのほうにも書かせていただいておりますが、9ページの10行目ですかね、宮ヶ瀬ダムにおいて富栄養化による影響が生じる恐れがある場合は、必要に応じて軽減対策を行いますとあるとか、そういったことで実際に起きているわけじゃないんですが、そういったことが起きないように今、調査等は継続して行っておりますので、そういった意味でモニタリングっていうふう書かせていただいております。

同様に濁水というものに対しても、選択取水設備というものを付けてございまして、その中で濁水のところから放流するのではなくて、比較的濁水のないところから下流のほうへ放流してございますので、そういった現在影響が出ているわけではないんですが、なんらか今後、出た場合においては対策をしなければいけないということでございますので、そういうのを含めて下流にどのくらい影響があるのかとか、それらを含めて調査を継続して、モニタリングをしていきますというふうに今、書かせていただいております。

**【鎌田委員】** 富栄養化は起こっていないとは承知はして、継続的に水質のモニタリングをされているのはわかるんですけど、ちょっと冷濁水放流の影響というのがちょっとわかりにくいかなと思ったので、その富栄養化も水質である程度見えるかと思うんですが、後ろの部分がちょっとわかりにくいかなと思ったのでちょっと質問させていただいた次第です。

**【横坂相模川水系広域ダム管理事務所長】** 冷濁水のような冷たい水を流してしまうと、下流のお魚さんたちにも影響されるという部分もございます。例えば濁水となっていますと、水位が少なくなってしまうので低い所から出さざるを得なくなってしまうということもございます。そんなこともございまして、そういったところの影響もあればモニタリング等をして、調査をしてどこどこで流すと冷たい水が出てくるだよねとか、そういったところは継続して調査してまいりますといったところでございます。

**【浅枝座長】** そうですね、これ、洪水調節の機能があるんで、5月の末に水位を下げる、そのときに冷たい水を出してしまいがち、そういった機能をダムもないです。

それに対して、モニタリングをしっかりして、そういった影響が出ないということですね。宮ヶ瀬ダムの場合は基本的に流域が山ですので、富栄養化はほとんど関係ないかなと思いますね。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

**【四條京浜河川事務所計画課長】** はい、濁水のおっしゃっていただいたように、

ホームページ等で既に情報を出している部分等もありますので、そういった現状やっていることも踏まえて本文へどう反映をさせていくかというのは、検討をさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

**【浅枝座長】** よろしいですかね。

おそらく、水質っていうことになるとむしろ宮ヶ瀬ダムよりも相模湖、津久井湖のほうが多少問題はあります。ですけど、それもだから具体的にどうしようもない部分ってのが一方ではあって、最善な形でやっていくというような計画になっているかなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

ここに書かれていますものは、骨子ということで、この後、これにいろいろ肉付けをされた形で文章ができ上がるということですので、現段階で多少文章がこなれていなくても実際にでき上がったときには、もう少ししっかりしたきれいな文章になっているというにお考えいただければというふうに思います。

**【山坂委員】** よろしいですか。

8ページの11行目の固定堰の断面不足のところですが、ちょっと文言が高さまたは幅が不足しているっていうのは、高さが不足していると低すぎるというような、高さが不足している表現ですと、低すぎるというふうに捉えられがちなので十分に断面が取られていないというふうな表現のほうがいいんじゃないかと。ちょっと、高さが不足しているという表現はちょっとまずいんじゃないかと思います。そこは、ちょっと変えていただきたいと。

**【浅枝座長】** 高さが不足していることについては、これは何ていうのか、気持ちの部分はおそらく同様なことだろうと思いますので、実際に文章にするときに少し気をつけていただければというふうに思います。

**【中村委員】** 繰り返しになるんですが、ホームページには資料3も掲載されるということでもよろしいですか。

骨子のところで12ページの11行目、水質の保全の内容になりますが、12行目の後ろのほうに新たな指標による水質の評価等を実施するというふうには書いてあるんですが、先ほど資料を3の中にこの新たな水質の指標をですね、こういったものは掲載する予定はありませんでしょうか。私が見た限りは見つからなかったものですから、もし、載っていましたら結構なんです。

**【四條京浜河川事務所計画課長】** 新たな指標ですので、こちらはまだ資料3につきましては、現状と課題を整理させていただいているものなので、そちらにはまだ記載はしていないので、新たな指標は、こういった指標で水質を評価していくのかっていうところを今後、具体には検討していくことにはなろうかなというふうには思うんですが。

【中村委員】 この新たな水質の指標というのは、我々はホームページで確認をすることができるのですか。

【四條京浜河川事務所計画課長】 まだ、出てはいない。これからだと思います。

【中村委員】

資料3の9ページで非常に細かいまとめ方をされていて、私も参考にさせていただいたんですが、相模川流域の史跡名所天然記念物で、左側に地図とプロット、右側に表があるんですが、実は私、相模原市に今住んでいるもので、私の近辺でどういう史跡名所天然記念物がこの相模川と一体になって存在しているかということ興味をもって一つ一つ確認をさせていただきました。その結果すみませんが、事務局のほうで確認していただければありがたいのですが、55番と56番について、これは史跡という分類になっております。史跡のマークが実は赤いスターマークとのことなんですが、グリーンで表示されております。左のほうですね。それから、43番は早川城跡ということで、これも史跡で下流が綾瀬市にあります。それから、44番についてこの図の中に示されていないようですので、この辺をもう少し整理をしていただいて、わかりやすくしていただければ大変ありがたいと思います。

それから、右の表も凡例が史跡、名所、天然記念物となっておりますから、できればそういう順番で再度整理をしていただくと自分の家の近くにどういったものがあるかということを図と表と見比べるときにわかりやすいと思いますので、細かいところで申し訳ないですけど、よろしくお願いします。

以上です。

【四條京浜河川事務所計画課長】 ありがとうございます。

すみません、ちょっと修正が追いついてないようで申し訳ございません。

【浅枝座長】 15番は昨年度、真田丸のテレビの中にも確か出てきた史跡ですね。名前が。よろしゅうございますか。そのほかいかがでしょうか。

先ほどの指標はおそらく生物絡みの指標になる。今まではどちらかという化学的な指標が多かったですけど、そういった形になろうかと思えますね。

いかがでしょうか。具体的ところが今もちょっと話題になりましたけど、資料3のほうにも入れていますので、そういったところも眺めながらお気づきの点等ございましたら。

【秋山委員】 よろしいでしょうか。

【浅枝座長】 はい。

【秋山委員】 専門外の話と言及してちょっと恐縮なんですけれども、今のことに関連し

てなんですが、13ページの3.2.3、(5) 景観の保全というところで、相模川・中津川では、自然・歴史・文化・生活と織り成す特徴ある景観や歴史的な施設についてというような、歴史的な施設というのが何を指しているか。今のような史跡の類かと思うんですけど、ここに河川構造物の中にも近代化遺産的な歴史的な構造物が結構あって、相模川の場合は例えば、相模原市でいうと古い小倉橋のようなものですとか、三川合流のところにある、水道橋のようなものですとか、そういったものというのは、だんだん年数を経るにしたがって、私たちがみてもいい具合にエイジングされています。さっき私が河川空間の人工化を食いとめたいという意見とは矛盾しているような気もするんですけども、そういう歴史的な河川構造物っていうのも私は河川工学的にも歴史的な施設なんじゃないかなと思うんですね。この辺は想定されていますでしょうか。

【浅枝座長】 どうでしょう。

【服部京浜河川事務所長】 御指摘ありがとうございます。

まだ、個別具体的に決めているわけでもないですが、そういった考え方は大切だと思いますので、ぜひ取り入れてやっていきたいと思います。

その前段にも良好な景観を形成しているという内容がありますので、歴史的にも景観的にもそういう橋が架かっているというのも大事かと思っていますので、そういったところを総合的に考えてやらせていただきたいと思っています。

どうもありがとうございます。

【浅枝座長】 ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

歴史的なそういう構造物っていうのは、これはもちろんだから歴史的な価値もあつたりもするわけですけど、それと同時に観光客を誘致するのに非常に重要な役割を果たしますので、ぜひ、それこそ土木構造物等も含めてお願いできればというふうに思います。

【利波委員】 座長。

【浅枝座長】 はい、どうぞ。

【利波委員】 一つちょっとお願いでございます。

先ほども申し上げた、5ページの11行目の河川の連続性の確保という、このあたりのお話になってくるんですけども、ここに書いていただいているとおりなんですが、この生物の観点で考えたときに、縦断的な生息環境の保全これは非常に重要だと思うんですね。先ほども言いましたように、河川構造物がああいう中では非常に効率化ができています。それ以外のものだとなかなか難しいという話をさせていただきました。

一方で、大体私どものところに、こういう構造物に問題があるよという御相談が来たときに大概是根本的な構造問題というよりは、どちらかというメンテナンスが追い付いていない。こういう問題があるなという感じがいたします。

確かに元々の構造にやや難のあるものもないわけではないんですけども、それ以上にやはりメンテナンスの問題に課題があって、今はうまく機能がしていないというような事例が多いように感じております。

その中で、せっかくこの言葉として、縦断的な生息環境の保全と書いていただいていると。そうすると、やっぱりこれにどこかに触れていただきたいなと思うんですね。どうも骨子をずっと眺めて見てもちょっとそういう意味での記述、想定、そこから想像できる部分が全然ないというところで、そういう施設のメンテナンス的な記述っていうのが14ページの土砂管理のところなんだけなんですよね。読み取れるのが。確かに土砂管理のところ、こういった不連続性の話が触れられているんですけども、これはまさしく生物の間と全く共通なことだと思うんですよ。やはり、ここでの不連続性っていうのはまさしく、生物の分野になってくるんだということなんです、この辺についてはぜひどこかで触れていただきたいなと思います。

以上です。

**【浅枝座長】** よろしいですね。

おそらく、精神としてはそういうことで書かれているだと思うんですが、おっしゃるよういわゆる既存の土木構造物に対するメンテナンスが十分でなくて、それ自身がかえって生き物に対して、影響を及ぼしているというのは往々にしてあろうかと思うんですね。ですから、そういったものも含めてメンテナンスっていうような部分が実際に文章になるときに、もう少し出てきたほうがいいかなというふうに思います。

例えば、排水機場とか基本的にメンテナンスが必要になるわけですよ。だから、どの程度の状況にあるかっていうのはいろいろ調査が必要になるかもしれませんが、そのあたりも少し加えていただければというふうに思います。

どうでしょう。はい、どうぞ。

**【服部京浜河川事務所長】** 維持管理については9ページ以降に河川の維持の目的、種類、場所が書かれていますけれども、今の御指摘に一番沿うのは10ページの、16行目になりますけれども、河川管理施設の維持管理については環境の観点も読み取れるような工夫が必要かなと思っていますので、御指摘を踏まえてやっていきたいと思っています。

ありがとうございます。

**【浅枝座長】** ぜひ、お願いしたいと思います。

どうですかね。おそらく、気持ちとしてはいろんな形で本当はもっともっと、いろんなものがあるんだと思うんですが、文章として出てなかったりするんで、そのあたり、そういった部分がお気づきの点、ありましたらお願いできればと思いますね。

相模川の場合は総合土砂管理計画といち早く取り組んだと、実は土砂が足りないということが河川の連続性に影響している。横方向の連続性に影響している、縦方向の連続性に影響をしたり、また場合によっては水質に影響をしたり、いろんなことがあってなんだけれども、それをいち早く取り込んでいったということがありまして、そういう意味ではか

なりこの部分は強調して書いていただくといいかなと思いますね。

大丈夫ですかね。

**【山坂委員】** ちょっと、分類のところで河川の整備の実施に関する事項、それから幾つかに分けていますね、例えば洪水、津波、高潮、それから河川の適切な使用及び流水の正常な機能、それから環境の整備保全というふうに三つに分けているんですが、2番目の河川の適切な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項というところで、例えば5ページの3行目、これ流水だけですよね。河川水の利用のことだけ。それから、9ページの4行目、これも河川の適切な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため等々と書いてありますが、具体的にはここにあまり書いていないということで、それから12ページの4行目、これも河川水の利用、水のこと、どうも河川水のところだけになっているようで、逆に例えば12ページの24行目では、河川環境の整備と保全に関するところに河川空間の適切な利用というふうに書いてあって、保全を図るという意味で入っているんですが、先ほど言った、2番目のところ、河川の適切な利用及びというところは、空間の利用だとか水面の利用といったものを入れておいたほうが、三つに分類をしたときに、真ん中の二つ目が全部、流水利用の話だけになっているような気がするので、河川の利用というところに水の利用だけじゃなくて、水面、それから高水敷だとかそういう全体も利用するという、水だけじゃないということがちょっと、見受けられないような気がするんで、整備のところにはそこが入っているんですけれども、ちょっと書き方がごっちゃで整備のほうに入っちゃっているかなという気がするのです。

**【浅枝座長】** よろしいですね。

おそらく、気持ち上は入っているんだとは入っているんだとは思いますが、実際の文章として、ですから最終的な文章の中にはぜひ空間という意識のものはぜひ入れていただいたほうがいいかなと思いますね。

どうぞ。

**【吉井関東地方整備局河川部河川計画課長】** すみません、河川計画課の吉井と申します。

ちょっと章立てのタイトルのわかりにくさの御指摘でもあったかなと。3章の整備の実施に関する事項というのは、まず大きく3-1と3-2に分かれていまして、3-1が新たに施設を整備するようなもの、3-2がそれを管理していくようなことで、それぞれが三つに分かれていまして、1番目がタイトルは長いんですけど、いわゆる治水の話でして、二つ目が利水のこと考えていまして、三つ目がいわゆる広い意味での環境ということで、その中に空間としての河川の利用といいますものも概念として入れているという整理で、これは相模川だけではなく、他の川の整備計画もそのような章立てで、つくっているところがありまして、ちょっとその概念整理の若干分かりにくさに関しての御指摘だったかなとは思いますが、そのような整理で今、記載はさせていただいているところがございますので、ちょっと何か工夫ができるかどうかは考えていきたいと思いますが、そんなところでよろしいでしょうか。

【浅枝座長】 どうしても、こういうふうにかテゴライズをしてしまうと分けてしまうわけですが、実際にはいろんなものがもっともっと複雑に絡み合っていてそれがなかなか文章上、うまく出てこなかったりというのがあったりするんで、その辺もだから当然カテゴライズをせざるを得ないんですが、そうした中でもうまく文章を考えていただくとより、その関係がわかってくるかなというふうに思いますね。

よろしいですか。どうですかね。

おそらく、まだ骨子として、上がっている言葉の中には多少抜けていたりということがあったりはしますが、気持ちとしては実際には含まれていてですから実際に出来上がる文章の中にそういったものが下りてくればいいんじゃないかなと思います。

よろしいですかね。

どうですか。大体こんなところでよろしいですかね。

今、幾つかいろいろ御意見をいただいておりますが、そういったところを是非反映させる形で入れていただければというふうに思います。

それでは、今日用意されました議事につきましては、一応終了したということで司会を事務局のほうにお返ししたいと思います。

#### ◆閉会

【羽澤京浜河川事務所副所長】 浅枝座長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして御議論をいただきどうもありがとうございます。

それではこれもちまして、第2回相模川・中津川河川整備計画有識者会議を終了させていただきます。

また、次回の有識者会議につきましては、日程調整を後日事務局より御連絡をさせていただきますので、その際にはよろしくお願いをしたいと思います。

どうも本日は大変ありがとうございました。

— 了 —